

## 「区域麻酔」と「局所麻酔」の文言の考え方

一般社団法人日本区域麻酔学会の改訂版教育ガイドラインがまもなく公表されますが、その前文に以下のような文章を掲載する予定です。

『今回のガイドラインでは、「局所麻酔」(局所浸潤麻酔や表面麻酔など)を「区域麻酔」の下位に位置づける、すなわち「区域麻酔」を広義のものとし、「局所麻酔」を狭義のものとしています。「区域麻酔」と「局所麻酔」を分けて別のものとする立場、「局所麻酔」の中に「区域麻酔」を含める立場もあり、現在のところ統一的な見解はありませんが、本教育ガイドラインでは「区域麻酔」を最も広い範囲として位置づけ、それにより「区域麻酔」学習者には必ず「局所麻酔」も学習していただく、ということを明確にいたしました。』

すなわち上記の如く、当学会では「区域麻酔」の中に「局所麻酔薬を用いた浸潤麻酔や表面麻酔などを包括する」ということで用語も統一する方向で、「広義あるいは狭義の局所麻酔」という用語の使用による混乱を避けたいと思います。さらに「区域麻酔」という用語自体をさらに一般化していく努力をすることも重要と考え、広報に努めます。しばらくは他学会と用語の使用法などで相違点が生じる可能性もありますが、ご理解頂ければ幸いです。

令和4年6月

一般社団法人 日本区域麻酔学会  
代表理事 川眞田樹人  
教育委員会長 中塚秀輝  
教育ガイドライン作成部会長 白神豪太郎  
事務局長 横山正尚